

第 9 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年5月20日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和元年5月20日(月) 午前 9時50分
- 3 閉会の日時 令和元年5月20日(月) 午前11時00分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数10名 出席10名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

東区協議会長 岡崎 章二

事務局	担当局長	森本 章男	参 事	畑 太志
	参 事 監	箕浦 勝宏	参 事 監	真田 明彦
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	浦上 和彦
	担当課長補佐	竹田 了久	係 長	百本 博次
	副 主 査	橋本 聡実	主 任	花房 弘治

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

議 長 中区協議会の協議の模様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 1ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約49アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約44アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約61アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約61アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約53アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約33アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。
岡崎推進委員 2番から9番の8件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは、申請等（1）は1番から9番の9件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは、申請等（1）は9件全件を許可と決定します。
議長 次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 2ページ1番、永久転用目的による一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場、転用期間は許可日から3年間です。申請地は農振農用地です。

現在、申請地向側の高島小学校の職員が利用している駐車場は、7月より高島幼稚園移転工事のため、使用できなくなるとのことで、駐車場用地を探していたところ、申請人に対し、貸露天駐車場として利用したいとの要望を受けたことにより、学校からも近隣である申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、農振農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は障害福祉サービス事業（就労継続支援事業所）です。なお、本件は、5条6番と同時申請になっており、5条申請分は後ほど審議します。

申請人は中区藤原西町にて障害福祉サービス事業を行っていますが、申請地周辺に同様の施設がなく、障害者が働ける環境を整備するため、申請地へ障害福祉サービス事業施設（就労継続支援事業所）を建築するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告願います。
近藤推進委員 1番から2番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 2ページ3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は瀬戸町南方で農業を営んでいましたが、高齢のため耕作を継続することが困難になったことから、売電により家計の助けとするため太陽光発電施設に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は1番から3番の3件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(2)は3件を許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 3ページ1番、平成30年12月に農振除外済みの案件です。水道管、下水管理設の道路沿道で、半径500m以内に教育施設、医療施設が2箇所整備されている3種農地と判断され、転用目的は、優良な有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)で所有権を移転します。

受人は、現在、倉益にて居宅介護支援事業を行う法人で、当該施設への入居希望者が多いことから、現在運営している施設からも近い申請地を所有権移転して、優良な有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番と3番は同じ地域ですのであわせて説明します。いずれも平成30年12月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅で所有権を移転します。

2番、受人は現在、玉野市宇野4丁目の借家にて夫婦と子3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、病院等が近く交通の便がよく、妻の親族の居住地からも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

3番、受人は現在、南区築港新町一丁目の借家にて妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、病院等が近く交通の便がよく、妻の実家からも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は同じ地域ですのであわせて説明します。申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅で所有権を移転します。

4番、受人は現在、南区浦安本町の借家にて夫婦2人で生活していますが、家財道具が増えて、手狭となっていることから、現居所を退去し、妻の勤務先からも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は現在、南区福田の借家にて、妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、妻の勤務先からも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は障害福祉サービス事業（就労継続支援事業所）です。なお、本件は、4条2番と同時申請であり、転用目的は、4条2番と同じなため、説明は割愛させていただきます。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から12番は同一地域なので同時に説明します。平成30年8月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済の案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、いずれも転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、江並の借家に、妻、子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、現在と生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は現在、東区西大寺新地の借家に妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、妻の実家から近く、育児や両親の介護等相互に協力しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

9番、受人は現在、藤崎の借家に妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、現在と生活環境が変わらなく、夫の実家から近く、育児や両親の介護等相互に協力しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

10番、受人は現在、南区福田の借家に、妻と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、夫の勤務地から近く、通勤が便利になることや、妻の実家に近くなり、育児や両親の介護等相互に協力しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

11番、受人は現在、桑野の借家に夫婦で生活していますが、建物の老朽化や、家財道具の増加により手狭となった事に伴い、現居所を退去し、今の居所から近く生活環境が変わらないことや、妻の実家にも近く、親の介護にも行き来しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

12番、受人は現在、福富西の借家に妻と2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になった事に伴い、現居所を退去し、妻の勤務地から近く通勤に便利なことや、親族の家からも近く、互いに協力し合える申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から15番は同一地域なので同時に説明します。平成30年8月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済の案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、いずれも転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

13番、受人は現在、東区中尾の借家に、妻との2人で生活していますが、家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所を退去し、妻の実家や妻の勤務先に近く生活や通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

14番、受人は現在、藤崎の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増加したことに

に伴い、手狭となったため、現居所を退去し、妻の実家や妻の勤務先に近く生活や通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

15番、受人2人は義理の親子関係にあり、父親の は藤崎の持家に妻との2人で、娘の は藤崎の借家に夫と子供3人の5人で別々で生活していますが、 については、建物の老朽化により使い勝手が悪くなったため退去、 については、子供の成長により家財道具が増加したことに伴い、手狭となったため、現居所をそれぞれ退去して、同居することとしたもので、現居所から近く慣れ親しんだ土地で生活しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。なお、父親の現居所は、実の娘に譲渡します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、江崎にて運送業を営む法人ですが、現在使用している露天駐車場は、本社敷地内のみで狭く使い勝手が悪く、会社の近隣で露天駐車場を探していたところ、国道2号線に面しており、本社と東区政津の倉庫の中間地点にある申請地が見つかり、ここを適地として露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、申請地は平成30年8月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済の案件です。農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は、農家住宅で所有権を移転します。受人は、東区西大寺上二丁目の会社社宅に居住し、約70アールの農地を耕作する農業者です。現在、倉田の他、東区金岡西町、南区北七区で耕作を行っていますが、現居所では、耕作地の東側に偏っているため、耕作を行うのにも遠方であり、不自由していたとのことで、自身の所有する耕作地に隣接し、通作にも便利な申請地を所有権移転し、農家住宅に転用するものです。

農地区分は、1種農地ですが、集落に接続する住宅で耕作地隣接であり、例外許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から17番までの17件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 17番において協議会で長い時間審議したと思います。事務局に経過の報告をお願いします。

竹田補佐 問題となった点は2点あります。畦にブロック塀をした点と、申請地の南北に申請人が所有している農地利用の点です。畦の件は農地法上問題ないと考えています。申請地の南北に申請人が所有している農地については当初稲作を行うことであったものが、畑に変更になったと聞いています。この点についてはきちんと農地として活用するよう指導するというので、協議会では許可意見となりました。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査

5 ページ 18 番, 平成 30 年 12 月 4 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は自己専用 (分家) 住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在, 東区金岡西町の借家に家族 3 人で居住していますが, 子どもの成長に伴い手狭となったため, 現居住地に近く義父母の老後の世話と農業を継ぐため, 自己専用 (分家) 住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 義父の土地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

19 番, 平成 30 年 8 月末締めで農振除外の申し出があり除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は自己専用 (分家) 住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在, 北区伊福町二丁目の借家に家族 4 人で居住していますが, 子どもの成長に伴い手狭となったため, 隣接地に住む祖母の農業の手伝いが可能な申請地を進入路として利用し, 既存の宅地に自己専用 (分家) 住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 祖母の土地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

20 番, 平成 30 年 12 月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在, 東区瀬戸町江尻の借家に家族 4 人で住んでいますが, 子供の成長に伴い, 家財道具も増え, 手狭になったため, 父親の農業の手伝いが可能な実家近くの土地に住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん, 報告願います。

岡崎推進委員 18 番から 20 番までの 3 件について協議したところ, 事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を, お願いします。

議 長 協議会の報告がありました, 委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは, 申請等 (3) は, 1 番から 20 番までの 20 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは, 申請等 (3) は 20 件全件を許可と決定します。

次に, 申請等 (4) 転用事業計画変更承認申請について, の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 申請等 (4) 転用事業計画変更承認申請 1 番から 5 番は同一案件ですので一括して説明します。

平成 29 年 5 月 18 日付けで一時転用許可済みの案件です。山林への太陽光発電設備設置工事のため, 仮設道路および表土体積場として一時転用しているものですが, 工期延長により平成 29 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までを平成 29 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 17 日までに期間の変更をするものです。申請地は農用地ですが 3 年間なら一時転用が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準

上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番から5番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見と
しています。引き続きのご審議を、願います。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)は、1番から5番までの5件を承認と決定してよろしい
か。

全 員 よろしい。

議長 それでは、申請等(4)は5件全件を承認と決定します。
次に申請等(5)、岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を審議します。
事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 申請等(5)の所有権の移転については、東区のみで7ページ1番、2番の2件で、農地中
間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転で
す。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 それでは申請等(5)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり
決定とします。

次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から
説明をお願いします。

橋本副主査 8ページ1番から5番までの5件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は
すべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。

東区協議会では受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、5件
を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告(1)4条届については、9ページ1番から3番の3件です。転用目的は露天駐車場1
件、道路(市道拡幅)1件、宅地の敷地拡張が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、10ページ1番から7番の7件です。転用目的は分譲住宅地

2件，集合住宅が1件，田への進入路が2件，市道拡幅，露天駐車場が2件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については，11ページ1番から12ページ8番までの8件です。解約理由は，耕作目的が6件，転用目的が2件で，離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1項該当転用届については，13ページ1番の1件です。内容は，農業用通路1件です。

報告（5）農地改良届については，14ページ1番の1件です。内容は普通野菜畑の1件です。

以上です。

議長 これらの報告について，ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案，農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案，農政関係等について，を上程します。

（1）農地利用最適化推進委員の辞任同意について、を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農政関係等の議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

東区の西大寺地区を担当している鯖川農地利用最適化推進委員から，体
調不良により，推進委員としての職務が継続できなくなったため，平成31年4月22日
付けで辞任同意願が提出されました。

推進委員の辞任は，農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき，農業委員会の同意が必要となっておりますので，ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 同意の方は挙手をお願いします。

全員 全員挙手。

議長 それでは（1）推進委員の辞任同意については，同意することと決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは（1）については，そのように決定します。

続いて，（2）令和元年度の活動計画について、を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局から令和元年度の活動計画案等について説明し，原案どおり決定した。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は，お忙しいところ，第二農業委員会総会にご出席いただき，慎重審議ありがとうございました。これもちまして，閉会といたします。

閉会 午前11時00分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員